

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月3日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社テクノグローバル
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【電話番号】	(03)6861-7594
【事務連絡者氏名】	企画部マネージャー 川崎立八
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社テクノグローバル (東京都中央区日本橋兜町5番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社テクノグローバルをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、新華ホールディングス・リミテッドをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語でも作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新し又は修正する義務を負うものではありません。

## 第1【公開買付要項】

### 1【対象者名】

新華ホールディングス・リミテッド

### 2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在、対象者の普通株式190,401株（発行済普通株式総数（2,274,999株）の8.37%）を所有しています。公開買付者は、対象者の現経営陣がこれまでにやってきた経営施策を高く評価しており、今後も対象者の現経営陣による取組みを支持する意向です。公開買付者は、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密なものとし、対象者のモバイル事業の拡大を支援することを通じて、対象者の企業価値を向上させることを目的として、平成26年9月以降、対象者の現経営陣との間で本公開買付けについて協議してきましたが、対象者の現経営陣の賛同は得られておりません。今般、対象者との協議を一旦打ち切り、本公開買付けを実施することを決定しました。ただし、公開買付者は、今後も対象者の現経営陣に対し本公開買付けの意義を十分説明することにより、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うよう努める意向です。

公開買付者は、安定株主として対象者の現経営陣に対して継続的な支援と助言等を行うために、本公開買付けを通じて、対象者の普通株式を買い増すことを決定したものであり、上記の本公開買付けの目的を達成するにあたっては、対象者の現経営陣の意向を踏まえた対象者の株式取得を行うべきと考えています。この点、対象者の現経営陣からは、平成26年9月11日の公開買付者との協議において、対象者の経営の独立性・自主性を維持する観点から、公開買付者が保有する議決権の割合を公開買付者のみにより対象者の経営がコントロールされない範囲にとどめたいとの意向が示されています。そこで、公開買付者は、対象者普通株式の株券等保有割合が10%超となる者がいないことや、対象者の第10期有価証券報告書によれば対象者の普通株式の8割以上が個人投資家により保有されていること等の対象者の株式分布状況に鑑み、公開買付者が保有する議決権の割合を、対象者の総株主等の議決権の数の6分の1に達しない範囲に止めることが適切であると考え、本書提出日現在公開買付者が対象者の普通株式190,401株（発行済普通株式総数（2,274,999株）の8.37%）を所有していることを踏まえ、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を219,082株（発行済普通株式総数に対する割合：9.63%）としております。なお、本公開買付けにより当該219,082株の買付け等を行った後に公開買付者が所有することになる対象者株式（409,483株）の発行済普通株式総数に対する割合は18.00%（対象者の総株主等の議決権の数に対する割合は16.38%）となります。

本公開買付けに応じて売付け等がなされる株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（219,082株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

他方、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（219,082株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

#### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景

（公開買付者の事業内容）

公開買付者は、平成7年3月に設立され（設立時の商号：株式会社テクノイマジカ）、平成17年7月に柏原武利（代表取締役社長）がその経営権を取得した後、平成21年4月に株式会社テクノグローバルに商号を変更しました。公開買付者は、現在、指紋認証技術に基づく指紋錠などの入退室システムやパソコンを指紋入力端末とする企業管理ネットワークシステムなどの指紋認証の応用分野に特化したビジネスを行っています。特に、今後、発展が期待されるスマートフォン向けアプリケーションの企画・開発を推進するため、「IT・システムコンサルティング事業」に注力しています。

近年のスマートフォンの急速な普及により、スマートフォン端末を利用した「モバイルクラウドにおけるセキュリティプラットフォーム」に指紋認証事業を応用する機会が訪れています。そのため、公開買付者は、世界に先駆けたセキュリティプラットフォームの構築とグローバル展開が急務と考えており、今後の事業戦略として、中国を含めた海外の生体認証・ネットワークセキュリティ・デバイス企業を傘下に収めることにより、世界に先駆けたセキュリティプラットフォームの構築とグローバル展開を実現したいと考えています。

(対象者の事業内容等)

対象者グループは、香港を拠点として中国企業を中心にM&Aや上場準備といったコンサルティングや金融サービスを提供しております。

対象者グループは、ファイナンシャル・メディア部門において、PR、コーポレート・ファイナンス・コミュニケーション、マーケット分析・リサーチ、マーケティング・イベント及びマーケティング・サービスを含む統括的なサービスを多国籍及び中国の企業に提供しています。また、中国の現地のトレンド及び国際実務を結び付けることにより、クライアントが中国本土で事業を開始・拡大していくためのPR戦略を提供しています。

また、対象者グループは、モバイル事業において、世界中で200以上のモバイル・オペレーターを通じて、モバイル・アプリケーション・デベロッパー、SMSゲートウェイ、企業及び金融機関がメッセージを世界中に配信することを可能にするショート・メッセージング・サービス(SMS)を提供しています。また、ビジネス・パートナーと提携し、スマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム及びモバイル広告プラットフォームのために革新的なソフトウェア製品並びにサービスを開発し、提供しています。

対象者は、資金的な柔軟性を高めるため、平成16年10月28日付で株式会社東京証券取引所マザーズに新規上場しました。

本公開買付けの目的及び意思決定の過程

( ) 株式取得の経緯

現在、モバイルクラウドビジネスに不可欠なモバイル決済の需要は日々拡大しており、英調査会社ガートナーによれば、世界市場規模は平成27年には67兆円に達すると予想されています。公開買付者は、中国におけるモバイルクラウドビジネスを営む中小企業に対して、対象者が有するファイナンス・コンサルティングのノウハウを活用してファイナンス支援を行うとともに、公開買付者がその指紋認証技術を活かして構築したモバイル決済のセキュリティプラットフォームを提供することを考えています。公開買付者は、認証・セキュリティ技術に強みを持つ事業を展開する公開買付者が、中国での事業を展開する対象者の中国におけるモバイル事業を支援することにより、対象者の企業価値向上を図ることができると判断しました。

公開買付者は、平成24年9月初旬、対象者の経営陣(当時)と面談を行い、その後平成25年7月末には、対象者の現経営陣(取締役会議長又は最高経営責任者(CEO))であるLian Yih Hann氏(以下「レン氏」といいます。)と面談いたしました。レン氏との面談の際には、公開買付者のプロフィール及びバックグラウンドを説明した上で、公開買付者の経験、人脈、事業のノウハウ及び有形・無形資産を有効活用することで対象者の業容拡大、収益性の向上を図り、対象者の早期の企業再生を図る意向であること、具体的には当該支援を対象者普通株式の取得を通じて実現する方針であること等を申入れました。

公開買付者は、平成25年11月中旬から立会内取引(以下「立会内取引」といいます。)により、断続的に対象者の普通株式を取得し、平成26年3月5日にその株券等保有割合が5%を超えました。

公開買付者は、その後も市場内で立会時間内に行う取引及びToSTNeT取引により断続的に対象者の普通株式を取得し(ToSTNeT取引による取得は、平成26年3月10日付で10,000株(1株当たり669円)、同年3月17日付で10,000株(1株当たり687円)及び同年3月18日付で10,000株(1株当たり680円)、平成26年3月29日、公開買付者は上記株式取得の事実及び今後の追加取得の意向について、レン氏との面談を行いました。

公開買付者は、その後も立会内取引及びToSTNeT取引により断続的に対象者の普通株式を取得し(ToSTNeT取引による取得は、平成26年4月1日付で10,000株(1株当たり667円)、同年6月5日付で10,000株(1株当たり503円)及び同年6月10日付で10,000株(1株当たり518円)及び同年7月3日付で10,000株(1株当たり518円)、平成26年6月5日には対象者の普通株式の合計保有株数が150,401株(当日現在の対象者の発行済株式総数(1,912,274株)の7.87%)、同月10日には対象者の普通株式合計保有数が170,401株(当日現在の対象者の発行済株式総数(1,912,274株)の8.91%)、同年7月3日には対象者の普通株式合計保有数が190,401株(当日現在の対象者の発行済株式総数(2,183,274株)の8.72%)となりました。その後、公開買付者による対象者の普通株式の取得はありません。

( ) 対象者の株主総会の成立についての協力

レン氏は、平成26年9月11日、公開買付者に対し、平成26年10月7日開催の対象者の定時株主総会が定足数に満たず不成立になる可能性があるため、安定株主として、同総会における全ての議案について賛成する旨の議決権代理行使指図書を対象者の現経営陣に差し入れることを要請しました。公開買付者は、対象者の現経営陣の経営方針を支持していたことから、その後のレン氏の度重なる要請に応じ、平成26年9月19日、上記総会における全ての議案について賛成する旨の議決権代理行使指図書を対象者に交付しました。

( ) 本公開買付け等についての協議

公開買付者の取締役会は、平成26年9月1日、対象者の株式をさらに取得することを決議し、それ以降、対象者の現経営陣を代表するレン氏との間で、本公開買付け及び中国における指紋認証モバイル決済事業に関する資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）の締結に向けて継続的に協議を行ってまいりました。この際、レン氏は、公開買付者が、自己の保有する対象者普通株式に関して、株主総会における議決権行使等の代理権をレン氏又はレン氏の指定する第三者に対して授与すること等に合意（以下「本議決権行使等合意」といいます。）する場合、対象者の現経営陣として、本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議（以下「賛同決議」といいます。）を行う意向を示していました。しかし、レン氏は、平成27年1月16日、公開買付者に対し、本公開買付け及び本資本業務提携契約の交渉の打切りを一方的に通告するとともに、本議決権行使等合意の期間を5年間とし、レン氏が対象者の代表取締役を辞任した場合であっても、公開買付者はこれを解約することができないこととするを要請しました。また、レン氏は、公開買付者が当該要請に応じて本議決権行使等合意を行った場合であっても、対象者の現経営陣としては、本公開買付けにつき賛同決議を行うことはできないことを公開買付者に申し入れました。そのため、公開買付者は、対象者との間で本資本業務提携契約を締結すること及びレン氏との間で本議決権行使等合意を行うことを一旦断念し、本公開買付けに対する対象者の現経営陣の見解にかかわらず、本公開買付けを実施することを決定しました。ただし、公開買付者は、今後も対象者の現経営陣に対し、本公開買付けの意義を十分説明することにより、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うよう努める意向です。

本公開買付け後の経営方針等

公開買付者は、本公開買付け成立後、公開買付者によるストックホルム証券取引所（NASDAQ OMXグループ）に上場するFingerprint Cards社の買収及び再建、並びに公開買付者の代表取締役である柏原武利（以下「柏原氏」といいます。）による東証マザーズに上場する株式会社ディー・ディー・エスへの投資等を通じて培った経験及び人脈を有効活用して、対象者の事業経営を支援し、新たな投資による対象者の事業拡大を図ることで、対象者の企業価値の向上を図る所存です。

なお、公開買付者による上記Fingerprint Cards社の買収及び再建にあたっては、公開買付者は、スウェーデンのイエテボリに本社を置く携帯用USBデバイス及びアクセスコントロール用端末等の指紋センターメーカーである同社の議決権の過半数を取得しました。公開買付者は、平成17年11月に、議決権の過半数を取得してその経営に参画し、翌平成18年12月には、Fingerprint Cards社の将来の増産体制の構築に伴う株主割当増資の引受けも行いました。公開買付者の経営参画の結果、Fingerprint Cards社の売上高は、公開買付者による買収前（平成17年以前）の年約40万ドルから、平成20年には年約360万ドルにまで回復、上昇し、平成25年には年約1,300万ドル、平成26年には年約2,800万ドルとなるまで成長しました。

柏原氏による上記株式会社ディー・ディー・エスへの投資にあたっては、柏原氏は、平成21年6月から同年11月にかけて同社の第三者割当増資の引受け等により指紋認証事業を営む同社の資金繰りを支援しました。また、柏原氏は、平成21年7月23日付で自ら同社の取締役就任して経営に参画し（平成22年4月26日付で同社の取締役を辞任）、自らが代表取締役を務め、指紋認証事業を営む株式会社BgenuineTecとの業務提携等を行うことにより、同社の技術基盤及び営業基盤を強化しました。

公開買付者は、対象者の現経営陣を支持しており、公開買付者が対象者の現経営陣に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有しています。公開買付者は、本公開買付けにより取得した株式を含め、その保有する対象者株式の全部を、対象者の現経営陣に対して友好的かつ安定的な株主として長期保有することを前提としており、対象者の現経営陣には、これまでの経験とノウハウを活かし、引き続き対象者の経営に尽力していただきたいと考えています。公開買付者は、本公開買付けの成立後に対象者の現在の役員体制を変更することを意図しておりません。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意

該当事項はありません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、東証マザーズに上場されていますが、本公開買付けにおいては、買付予定数に上限（219,082株）を設定していることから、上場を維持される見込みです。

(5) 本公開買付け後の、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由及び内容

該当事項はありません。

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成27年3月3日(火曜日)から平成27年4月20日(月曜日)まで(35営業日)
公告日	平成27年3月3日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

###### 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

###### 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金 900円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するにあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社明治通り経営研究所(以下「明治通り経営研究所」)から平成27年3月2日付で株式価値算定書を取得しております。明治通り経営研究所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、公開買付者及び対象者との間で重要な利害関係を有しておりません。なお、公開買付者は、明治通り経営研究所から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>明治通り経営研究所は、市場株価法及び類似上場会社比較法の各手法を用いて対象者株式に係る株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。なお、明治通り経営研究所は東証マザーズに上場している対象者の普通株式のみを算定対象としております。</p> <p>市場株価法 619円から646円 類似上場会社比較法 275円から1,137円</p> <p>( )市場株価法 平成27年2月27日を基準日として、東証マザーズにおける対象者株式の基準日終値(661円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(646円(小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。))、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(639円)及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(619円)をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を619円から646円と算定しております。</p> <p>( )類似上場会社比較法 対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの株式価値を275円から1,137円までと算定しております。</p> <p>なお、対象者は、将来事業計画を公表しておらず、本書提出日時点において、株式価値算定のために参照可能な情報が、公表されている財務諸表と株価のみに限られているため、明治通り経営研究所はDCF法による算定を行っておりません。</p> <p>公開買付者は、上記の明治通り経営研究所から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、平成26年8月から平成27年2月までの対象者の普通株式の市場株価の動向(下記「第5 対象者の状況」「2 株価の状況」をご参照ください。)、対象者が開示している財務状況・経営状況を分析したほか、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に考慮し、また、平成26年11月5日の対象者の現経営陣との協議において、公開買付者が本公開買付価格を900円とすることを示唆したところ、対象者の現経営陣から肯定的な反応を得たことから、本公開買付価格を900円とすることを決定いたしました。本公開買付価格である900円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成27年2月27日の東証マザーズにおける対象者の普通株式の終値661円に対して36.16%(小数点第三位を四捨五入し、以下プレミアムの計算において同様とします。)、同日までの過去1ヶ月間(平成27年1月28日から平成27年2月27日まで)の終値の単純平均値646円(小数点以下を四捨五入し、以下終値の単純平均値の計算において同様とします。)に対して39.32%、同日までの過去3ヶ月間(平成26年11月28日から平成27年2月27日まで)の終値の単純平均値639円に対して40.85%、同日までの過去6ヶ月間(平成26年8月28日から平成27年2月27日まで)の終値の単純平均値619円に対して45.40%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成27年3月2日の東証マザーズにおける対象者の普通株式の終値667円に対して34.93%プレミアムを加えた金額となっております。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>公開買付者は、平成24年9月初旬より、対象者の経営陣(当時)と面談を行い、その後平成25年7月末には、対象者の現経営陣(取締役会議長又は最高経営責任者(CEO))であるレン氏と面談いたしました。レン氏との面談の際には、公開買付者のプロフィール及びバックグラウンドを説明した上で、公開買付者の経験、人脈、事業のノウハウ及び有形・無形資産を有効活用することで対象者の業容拡大、収益性の向上を図り、対象者の早期の企業再生を図る意向であること、具体的には当該支援を対象者普通株式の取得を通じて実現する方針であること等を申入れました。</p> <p>公開買付者は、平成25年11月中旬から立会内取引及びToSTNeT取引により対象者の普通株式を取得し、平成26年3月29日、当該株式取得の事実及び今後の追加取得の意向について、レン氏との面談を行いました。</p> <p>その後、公開買付者の取締役会は、平成26年9月1日、対象者の株式をさらに取得することを決議し、それ以降、対象者との間で、本公開買付けについて継続的に協議しました。公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、明治通り経営研究所から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、対象者の普通株式の市場株価の動向、対象者が開示している財務状況・経営状況を分析したほか、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、本公開買付けに対する応募の見通しを総合的に考慮し、また、平成26年11月5日の対象者の現経営陣との協議において、対象者の現経営陣から、公開買付者が本公開買付価格を900円とすることを示唆したところ、対象者の現経営陣から肯定的な反応を得たことから、本公開買付価格を900円とすることを決定いたしました。</p>
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
219,082 (株)	(株)	219,082 (株)

(注) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(219,082株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(219,082株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

## 5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	219,082
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年3月3日現在)(個)(d)	190,401
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成27年3月3日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成26年9月30日現在)(個)(j)	2,499,999
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	8.76
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	16.38

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(219,082株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7【応募及び契約の解除の方法】

### (1)【応募の方法】

公開買付代理人

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類（注1）が必要になる場合があります。

株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続きを完了していただく必要があります。かかる手続きを行った上、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店において応募してください。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受け付けは行われません。

公開買付代理人であるフィリップ証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類（注1）が必要な場合があります。

上記の応募株券等の振替手続き及び上記の口座の新規開設手続きには一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人における応募の受け付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」及び「公開買付応募申込書」の写しを交付します。

#### (注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人

運転免許証（両面）、各種健康保険証、外国人登録証明書 等

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、印鑑登録証明書 等

本人確認書類は有効期限内である必要があります。

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

運転免許証等の裏面に住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。

各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設する事ができかねます。

・法人

登記簿謄本又はその抄本、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書、印鑑登録証明書 等  
本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の役職及び氏名  
法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結等の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）が必要となります。

・外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時までに、下記に指定する者の本店に「公開買付応募申込受付票」及び「公開買付応募申込書」の写しを添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までに、下記に指定する者の本店に到達することを条件とします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

8【買付け等に要する資金】

（1）【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	197,173,800
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	10,000,000
その他(c)	3,100,000
合計(a) + (b) + (c)	210,273,800

（注1） 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(219,082株)に、1株当たりの買付価格900円を乗じた金額を記載しています。

（注2） 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

（注3） 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額を記載しています。

（注4） その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

（注5） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	220,000
計(a)	220,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

220,000千円 ( (a) + (b) + (c) + (d) )

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

### (2)【決済の開始日】

平成27年4月27日(月曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金することによりお支払い致します(送金手数料がかかる場合があります。 )。

### (4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

## 11【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(219,082株)以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(219,082株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株(追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株(あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の端数の部分がある場合は当該1株未満の端数)減少させるものとします。但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容及び電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。

また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

( 8 ) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類（その写しも含みます。）を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

#### (1)【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

- 平成7年 株式会社テクノマジカ設立（資本金10,000,000円）
- 平成8年 資本金を30,000,000円に増資
- 平成9年 資本金を50,000,000円に増資
- 平成10年 テクノマジカ株式会社へ商号変更
- 平成12年 資本金を100,000,000円に増資
- 平成13年 資本金を112,000,000円に増資
- 平成14年 資本金を212,000,000円に増資
- 平成15年 資本金を422,000,000円に増資
- 平成16年 柏原武利が代表取締役に就任  
資本金を532,000,000円に増資
- 平成17年 現代表取締役柏原武利による経営権取得  
資本金を645,700,000円に増資  
米国商務省の直轄団体でスタンダード&技術研究所（NIST）が進めている指紋認証方式の国際標準化プロジェクトに参加  
複数の認証デバイスを統合するインターフェース仕様の共有化を推進するため認証統合コンソーシアムを設立  
スウェーデン、ストックホルム証券市場（現NASDAQ-OMX）上場のFingerprint Cards社を買収  
当社開発・製造部門をセキュアデザイン株式会社として会社分割
- 平成18年 資本金を777,800,000円に増資
- 平成19年 資本金を787,800,000円に増資
- 平成20年 資本金を100,000,000円に減資
- 平成21年 株式会社テクノグローバルに商号変更  
資本金を130,000,000円に増資  
資本金を163,645,000円に増資
- 平成23年 国内セキュリティ会社に対して、入退室管理システム用指紋認証アルゴリズムの提供開始
- 平成24年 楽天市場にて「テクノマジカオンラインショップ」を開設
- 平成25年 資本金を190,819,000円に増資  
本店を東京都中央区日本橋兜町五丁目1番地に移転  
資本金を290,819,000円に増資
- 平成26年 アリババ市場にて「テクノグローバルオンラインショップ」を開設
- 平成27年 資本金を340,819,000円に増資

##### 【会社の目的及び事業の内容】

###### (会社の目的)

1. コンピューター及びその周辺機器、通信機器の開発、製造、販売、賃貸、輸出入
2. コンピューターソフトウェアの開発、販売、賃貸、輸出入
3. 上記各号に関するコンサルタント業務及び教育指導業務
4. コンピューターへの情報入力代行業務
5. 前各号に付帯する一切の業務

###### (事業の内容)

指紋認証セキュリティの製品及びソリューション開発・販売

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成27年3月3日現在

資本金の額	発行済株式の総数
340,819,000円	703,220株

【大株主】

平成27年3月3日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
柏原 武利	東京都渋谷区	321	46
斎藤 昌弘	静岡県浜松市	176	25
青柳 由一	新潟県十日町市	73	10
栃本 京子	東京都武蔵野市	51	7
斑目 力曠	東京都品川区	37	5
その他		45	6
計		703	100

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成27年3月3日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	-	柏原 武利	昭和22年1月18日	昭和44年10月 東京外国語大学中国語科中退 昭和45年3月 キヤノンカメラ販売(現キヤノンマーケティングジャパン株式会社)入社 昭和51年4月 柏原翻訳事務所を開設。 昭和60年5月 (株)スパルインターナショナルを設立、代表取締役社長に就任 平成15年4月 フジデジタルイメージング株式会社を設立、代表取締役社長に就任 平成16年12月 テクノイマジア株式会社の取締役就任 平成17年7月 テクノイマジア株式会社の代表取締役就任 平成17年11月 セキュアデザイン株式会社を設立、取締役会長就任 平成23年12月 当社代表取締役就任(現任)	321
取締役	-	國枝 博昭	昭和26年2月21日	昭和48年3月 東京工業大学工学部電子工学科卒業 昭和53年3月 同大学大学院理工学研究科電気工学博士課程修了後、東京工業大学助手、同大学助教授を経て、平成6年同大学教授(現任) 平成25年11月 当社取締役就任(現任)	-
取締役	-	ラース・ラングレン・ジュニア	昭和37年1月27日	昭和59年9月 ストックホルム大学 コンピュータサイエンス修了 平成13年10月 Fingerprint Cards社(ストックホルム証券取引所(NASDAQ OMXグループ)上場)入社 平成24年10月 STUDSA社 代表取締役社長就任 平成25年11月 当社取締役就任(現任)	-
監査役	-	青柳 由一	昭和22年6月19日	昭和38年3月 十日町市高等職業訓練校卒業 昭和46年5月 青柳工務店を開設 平成23年9月 当社顧問就任 平成26年5月 当社監査役就任(現任)	73

( 2 ) 【経理の状況】  
【貸借対照表】

平成25年12月31日現在  
( 単位：千円 )

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[ 流動資産 ]	[ 334,784 ]	[ 流動負債 ]	[ 231,409 ]
現金及び預金	186,783	買掛金	4,032
売掛金	10,827	短期借入金	13,000
製品	98,141	未払金	10,858
前渡金	13,858	未払法人税等	948
前払費用	8,680	未払事業所税	1,379
短期貸付金	16,009	預り金	1,192
未収入金	130	仮受金	200,000
仮払消費税等	903		
貸倒引当金	547	負債合計	231,409
		純資産の部	
[ 固定資産 ]	[ 452,347 ]	[ 株主資本 ]	[ 556,572 ]
[ 有形固定資産 ]	[ 359 ]	資本金	190,819
工具器具備品	359	[ 資本剰余金 ]	[ 90,819 ]
[ 無形固定資産 ]	[ 151,088 ]	資本準備金	90,819
電話加入権	1,088	[ 利益剰余金 ]	[ 274,934 ]
特許権	150,000	その他利益剰余金	274,934
[ 投資その他の資産 ]	[ 300,900 ]	繰越利益剰余金	274,934
投資有価証券	172,532		
出資金	125,520		
保証金	1,050		
子会社株式	1,798		
[ 繰延資産 ]	[ 850 ]		
株式交付費	850		
		純資産の部合計	556,572
資産の部合計	787,981	負債・純資産合計	787,981

【損益計算書】

自 平成25年1月1日  
至 平成25年12月31日  
(単位：千円)

科目	金額	
[ 売上高 ]		
売上高	74,136	
売上高合計		74,136
[ 売上原価 ]		
当期商品仕入高	56,586	
合計	56,586	
売上原価		56,586
売上総利益		17,549
[ 販売費及び一般管理費 ]		
販売費及び一般管理費合計		13,805
営業利益		3,745
[ 営業外収益 ]		
雑収入	95	
営業外収益合計		95
[ 営業外費用 ]		
商品廃棄損	6,500	
営業外費用合計		6,500
経常利益		2,660
税引前当期純損益		2,660
当期純損益		2,660

【株主資本等変動計算書】

自 平成25年1月1日  
至 平成25年12月31日  
(単位：千円)

[ 株主資本 ]			
資本金	当期首残高		163,645
	当期変動額	資本金の増加	27,174
	当期末残高		190,819
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		63,645
	当期変動額	資本準備金の増加	27,174
	当期末残高		90,819
資本剰余金合計	当期首残高		63,645
	当期変動額		27,174
	当期末残高		90,819
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		277,594
	当期変動額	当期純利益金額	2,660
	当期末残高		274,934
利益剰余金合計	当期首残高		277,594
	当期変動額		2,660
	当期末残高		274,934
株主資本合計	当期首残高		504,884
	当期変動額		51,687
	当期末残高		556,572
純資産の部合計			
純資産の部合計	当期首残高		504,884
	当期変動額		51,687
	当期末残高		556,572

( 3 ) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項はありません。

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1【株券等の所有状況】

##### (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成27年3月3日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	190,401(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	190,401		
所有株券等の合計数	190,401		
(所有潜在株券等の合計数)			

##### (2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成27年3月3日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	190,401(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券( )			
株券等預託証券( )			
合計	190,401		
所有株券等の合計数	190,401		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

##### (3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

##### (4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

#### 2【株券等の取引状況】

##### (1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

##### 3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

##### 4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

#### 第4【公開買付者と対象者との取引等】

- 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】  
該当事項はありません。
  
- 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】  
該当事項はありません。

## 第5【対象者の状況】

### 1【最近3年間の損益状況等】

#### (1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

#### (2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

### 2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所マザーズ						
	月別	平成26年9月	10月	11月	12月	平成27年1月	2月
最高株価	645	699	603	630	841	675	680
最低株価	577	568	557	535	607	600	660

(注) 平成27年3月については、3月2日までのものです。

### 3【株主の状況】

#### (1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年4月2日関東財務局長に提出  
事業年度 第10期(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年4月15日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第3四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月13日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 第9期有価証券報告書の訂正報告書)を平成25年4月4日に関東財務局長に提出  
訂正報告書(上記 第9期有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年7月4日に関東財務局長に提出  
訂正報告書(上記 第10期有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年7月4日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

## 6【その他】

対象者は、平成27年2月13日に、「2014年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく平成26年12月期（平成26年1月1日～平成26年12月31日）の対象者の連結損益状況等の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

### 損益の状況（連結）

会計期間	平成26年12月期
売上高	3,697千米ドル (446百万円)
売上原価	2,129千米ドル (257百万円)
販売費及び一般管理費	4,713千米ドル (568百万円)
営業外収益	64千米ドル (8百万円)
営業外費用	796千米ドル (96百万円)
当期純利益	2,936千米ドル (354百万円)

### 1株当たりの状況（連結）

会計期間	平成26年12月期
1株当たり当期純利益	1.43米ドル (172.39円)
1株当たり配当額	-米ドル (-円)
1株当たり純資産	1.09米ドル (131.40円)

以上